

令和 5 年 6 月定例会

委 員 会 会 議 録

〔 総 務 文 教 常 任 委 員 会
建 設 環 境 常 任 委 員 会
健 康 福 祉 常 任 委 員 会 〕

行 田 市 議 会

令和5年6月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（6月23日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時28分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第54号について	4
議案第54号の質疑	6
議案第54号の討論、採決	10
休 憩（午前 9時50分）	11
再 開（午前 9時57分）	11
議案第57号について	11
議案第57号の質疑	12
議案第57号の討論	17
議案第57号の採決	18
休 憩（午前10時20分）	18
再 開（午前10時22分）	18
議案第65号について	18
議案第65号の質疑	19
議案第65号の討論、採決	23
休 憩（午前10時38分）	23
再 開（午前10時40分）	23

閉会の宣告	2 3
閉 会（午前 1 0 時 4 1 分）	2 3
署名委員	2 5



◎建設環境常任委員会（6 月 2 1 日）

付託案件	2 7
出席委員（6 名）	2 8
欠席委員（0 名）	2 8
説明のため出席した者	2 8
事務局職員出席者	2 8
開 会（午前 9 時 2 9 分）	2 9
開会の宣告	2 9
開議の宣告	2 9
議案第 5 8 号について	3 0
議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	3 1
休 憩（午前 9 時 3 5 分）	3 1

再 開（午前 9 時 3 8 分）	3 1
議案第 6 1 号について	3 1
議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	3 4
議案第 6 2 号について	3 4
議案第 6 2 号の質疑	3 6
議案第 6 2 号の討論、採決	3 7
休 憩（午前 9 時 5 4 分）	3 7

再 開（午前 1 0 時 0 4 分）	3 7
議案第 5 4 号について	3 7

議案第 5 4 号の質疑	3 9
議案第 5 4 号の討論、採決	4 3
閉会の宣告	4 3
閉 会（午前 1 0 時 2 1 分）	4 3
署名委員	4 5



◎健康福祉常任委員会（6 月 2 2 日）

付託案件	4 7
出席委員（7 名）	4 8
欠席委員（0 名）	4 8
説明のため出席した者	4 8
事務局職員出席者	4 8
開 会（午前 9 時 3 0 分）	4 9
開会の宣告	4 9
開議の宣告	5 0
議案第 6 3 号について	5 0
議案第 6 3 号の質疑	5 1
議案第 6 3 号の討論、採決	5 5
議案第 6 4 号について	5 5
議案第 6 4 号の質疑	5 7
議案第 6 4 号の討論、採決	6 0
休 憩（午前 1 0 時 0 7 分）	6 0

再 開（午前 1 0 時 1 1 分）	6 0
議案第 5 4 号について	6 0
議案第 5 4 号の質疑	6 2
議案第 5 4 号の討論、採決	7 1
閉会の宣告	7 2

閉 会（午前10時49分）	72
署名委員	73



総 務 文 教 常 任 委 員 会

6 月 2 3 日 (金 曜 日)

令和5年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年6月23日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）
議案第57号 行田市税条例の一部を改正する条例
議案第65号 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の取得について
- 審査日程 【教育委員会】
議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）
【総務部】
議案第57号 行田市税条例の一部を改正する条例
議案第65号 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の取得について

○出席委員（7名）

委員 長	梁 瀬 里 司	委員	3 番	新 諒 平	委員
副 委員 長	町 田 光	委員	4 番	大 屋 彰	委員
1 番	香 川 宏 行	委員	5 番	村 田 秀 夫	委員
2 番	駒 見 行 彦	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

横 田 英 利	総 務 部 長
橋 本 雅 至	総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長
瀬 尾 昌 之	契 約 検 査 課 長
渡 辺 正 道	総 務 部 副 参 事 (工事検査担当)
小 池 義 憲	教 育 部 長
石 崎 昌 稔	教 育 部 次 長 兼 教 育 指 導 課 長
長 島 浩 司	教 育 総 務 課 長
中 島 洋 一	文 化 財 保 護 課 長
岡 部 将 弘	教 育 部 副 参 事

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 28分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様には早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

改選後、初めての総務文教常任委員会でございますので、進行には皆さんご協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて進行させていただきます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。

まず、小池教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○教育部長 皆さん、おはようございます。

梁瀬委員長をはじめといたしまして、総務文教委員の皆様には日頃より教育行政の推進にご理解、ご支援いただいておりますこと、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

本日ご審議いただく案件でございますが、議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）となっております。このうち、教育委員会の所管する部分につきましてご審議をいただくこととしております。

この後、説明につきましては各所属長から行わせていただきますので、何とぞご審議、ご

指導賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第54号について

○委員長 初めに、議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）中、教育委員会所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、長島教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長 それでは、議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算のうち、教育総務課所管部分について説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、議案書の53－2ページをお願いします。

10款教育費で、1,495万9,000円の追加でございます。

2項2目小学校費の教育振興費、右ページ、説明欄の◎教育振興助成費100万円は、旧荒木小学校を卒業された県外在住の方から、見沼小学校の教育振興に対する指定寄附がありましたので、寄附金を財源としてサッカーボール、バスケットボール及び朝礼台を購入しようとするものでございます。

次に、3項3目中学校費の学校建設費、右ページ、説明欄の◎校舎等新設改良費1,170万4,000円は、現在、忍小学校に在籍している肢体不自由の児童が令和6年度に忍中学校の就学を予定していることから、当初予算において、校舎のバリアフリー改修工事として、階段昇降機及びスロープの設置並びにトイレのバリアフリー改修工事に要する経費を措置していましたが、このたび国の学校施設環境改善交付金の採択が決定し、バリアフリー法の基準に沿った整備内容への変更が必要となったことから、当該工事費の増額分を措置するものでございます。

なお、工事の主な変更点といたしましては、階段昇降機について、人のみが乗降できる設備から、人が車椅子に乗ったままの状態に乗降できる設備に見直しを行ったものでございます。

次に、歳入につきまして申し上げますので、戻りまして38ページ、お願いいたします。

14款国庫支出金、2項6目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金1,581万2,000円は、忍中学校の校舎バリアフリー改修工事に対する国庫支出金の採択に伴い、補助対象経費の2分の1を見込むものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金の100万円は、見沼小学校の教育振興に対する指定寄附を受領したものでございます。

次に、46ページ、お願いいたします。

21款市債、1項8目教育債の中学校校舎改修事業債390万円の減額は、忍中学校の校舎バリアフリー改修工事に対する国庫補助金の採択に伴い、歳入予算について財源の振替措置を行うもので、国庫支出金を新たに措置し、市債を減額するものでございます。

以上、教育総務課所管部分の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、中島文化財保護課長、お願いいたします。

○文化財保護課長 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）の文化財保護課所管の補正について、まず歳出から説明を申し上げます。

53－2ページをお願いいたします。

10款教育費、4項2目文化財保護費で225万5,000円の追加をお願いするものであります。これは、昨年11月から今年2月にかけて実施いたしました行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査において出土した出土品を整理するための経費を措置するものでございます。

内訳については、右ページ下の◎文化財保護費をご覧ください。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬、4節労働保険料、8節費用弁償は、出土品整理作業に従事する会計年度任用職員の報酬、労災保険、通勤手当をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

10節、2行目の印刷製本費は、発掘調査と出土品の整理の作業の結果をまとめた報告書の印刷製本費を計上いたしましたものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

44ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の委託金収入で225万5,000円の追加であります。

内訳は右ページをご覧ください。

文化財発掘調査事務委託金225万5,000円は、歳出のところで述べました埋蔵文化財の出土品の整理作業に対するもので、歳出計上額の全額を見込むものでございます。

以上、文化財保護課所管分についてご説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第54号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 ご説明ありがとうございます。

校舎等新設改良費におけるものについて質疑をさせていただきたいと思います。

歳出総額で見ますと、3,336万円ということになっておりますが、今回、国庫補助の採択によって、その増額分を工事請負費としたわけですが、先ほどご説明で、人が乗れる階段昇降機とかトイレ、バリアフリー法に基づいたものということで増額になっているわけですが、この予算の内訳を教えてくださいたいと思います。お願いします。

○委員長 長島教育総務課長。

○教育総務課長 ご質疑にお答えいたします。

校舎等新設改良費の内訳でございますが、階段解消の昇降機につきましては、工事費2,205万5,000円、これを予定しております。それと、トイレ改修の関係でございますけれども、こちらは当初予算に計上したとおりですが、577万5,000円。スロープの新設設置工事でございますが、こちらが379万5,000円、これらの3事業を予定しております。

○委員長 香川委員、いかがですか。

○1番 香川委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 先ほどの校舎等新設改良費の内訳を教えてくださいたいんですけれども、昇降機のエレベーターって何人乗れる状態になっている、何人規定とかあるんですか。車椅子でも変わったということですが……

〔発言する者あり〕

○委員長 どうですか。

○4番 大屋委員 大丈夫です。申し訳ございません。

○委員長 他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、教育振興助成費のところを伺いたいんですけども、ご説明では、旧荒木小学校出身の方が荒木小に対して寄附をするという趣旨のご説明だったと思うんですが、一方で、市では教育振興奨励基金を設置して寄附を受け入れていますけれども、奨励基金と個別のこうした学校とかの工事に直接に充てる何といたしますか、基準といたしますか、規定の中での目安というのはどういう形でやっているのか。例えば、これも一旦基金に入れて、そこから繰り出すとかいう方法は、仕組み上は取らないのか、取れないのか、その辺のことをお教えてください。

○委員長 長島教育総務課長。

○教育総務課長 このたびの寄附につきましては、100万円を、先ほど申し上げましたように、現見沼小学校に使っていただきたいというところで指定がございましたので、直接見沼小学校の教材を購入するような形を学校に提案したところ、学校からこういう形で、3つの教材を購入したいということで申出がありました。ですので、直接それを学校のほうで使用するというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長 いかがですか。

村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。

今回のそれは、見沼小に対してという指定の寄附ということで、直接にやったということですけども、いわゆる現在持っている基金と個別にまた寄附申出があった場合の振り分けですね、そこをもう少し整理したいなと思ひまして。そうすると、基金に積む基準というのは、例えば教育全般についての寄附です。教育全般に対して自由に使ってください。例えば、そんな形ですと基金に組み入れられる、そういうことになるのか、その点をもう少しご説明をいただきたい。

○委員長 長島教育総務課長。

○教育総務課長 寄附を頂いたときの寄附の指定の項目に、先ほど委員おっしゃるとおり、教育一般にとか教育振興のためにということである場合には、基金に積み立てる、もしくはそのときに必要となるところに直接使用ことはあるかもしれませんが、今の段階では、予定がなければ基金にまずは積み立てて、その中で、それをどう取り崩すかというところで使用させていただきます。

以上でございます。

○5番 村田委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○5番 村田委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 先ほどの忍中学校の改修工事の件につきましてご質疑させていただきます。

今回、忍中学校のほうでこちらの改修工事を行うということですが、今後、この金額がかかる部分を他校、西中学校ほかの中学校とかで、また小学校ですね。そういった事例が起こり得るのか、それともこういった車椅子で通学をされるお子様は大体、忍中学校に集約というか、そういった形を取られるのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長 長島教育総務課長。

○教育総務課長 現在、肢体不自由のお子さんが利用できる学校という、今回、忍中学校の整備を行いますけれども、ほかの学校については今のところそういう設備はございませんので、今後、そういう児童・生徒がございましたら、忍小学校は今、昇降機ございます。それと、中学校は忍中学校に今度整備をいたしますので、まずはそちらをご案内させていただいた中で、保護者の方のご要望をいろいろ聞きながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 駒見委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 もう1点ですけれども、文化財保護費について伺いたいと思うんですけれども、説明がなかったかと思しますので、改めて伺いたいんですけれども、出土品の発掘場所はどちらなのかということと、委託費の委託元はどちらなのかということ。

それから、今回補正を組んだわけですが、当初予算、あるいは第1回目、第2回目と既に何回か補正を組まれているんですが、なぜこのタイミングなのか、ちゃんと作業の手順とかがあってのことだと思うんですが、そこをお聞かせいただきたい。

○委員長 中島文化財保護課長

○文化財保護課長 ご質疑のまず1点目、どこの場所の発掘調査なのかということですが、行田市の若小玉地内、今、富士見工業団地の拡張している工事区域内の2地点、分かれ

ているんですけれども、その中で行っております。

それと、委託元ですけれども、これはもともとは県の事業ですので、本来であれば県が発掘調査と出土品の整理も行うべきですが、実は2地点ある1地点は、もともとあった住宅の立ち退きが遅れたことによって、県はそれ以外の部分の発掘は県の事業団に委託して終わっていて、今回、2地点を合わせても246平方メートルという大変狭い区域だったものなので、今さら大規模な事業団が入って調査をすることは難しく、事業の円滑な進行するために、市のほうであえて受託して、事業に協力をするためにやっている形になります。それなので、委託元は県、正確に言えば県の企業局さんからの委託になります。

それと、なぜこの時期になったのかということですが、発掘調査自体が終わったのが2月末日ですので、3月議会は始まっていたので、補正予算は間に合わないタイミングでございました。なおかつ、こちらも調査が終わって即、整理の費用を計算できるわけではないので、計算した上で県・関係機関と打ち合わせた上で、一番早い時点の今回に計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点だけ伺いたいんですけれども、出土品の整備ということですが、どういう作業を行うのか、整備が終了した後は出土品はどのように保管なりされるのか、その点を伺いたいと思います。

○委員長 中島課長。

○文化財保護課長 埋蔵文化財の発掘調査、現地で発掘をした後に、いわゆる泥だらけになった土器だとか出土品を今、埋蔵文化財センターのほうに収蔵しているわけですが、それを基本的には全部洗う作業をします。さらに、注記といっているんですけれども、どの場所から出たかということを、破片1点1点に書き込む作業をします。さらに、ばらばらになっている土器を組み立てる作業。組み立てる中で、失われている部分で、補強の意味も込めて、石膏を入れたりして復元する作業をして、さらにそれを、図面を取れるようなものについては図面を取って、そういった図面も含めて調査成果をまとめて、最後報告書にするという形になります。もちろん、出土品の組み上がったものを写真を撮るとか、そういう作業もあります。

それと、出土した遺物については、埋蔵文化財センターに収蔵されて、必要に応じて展示

とかをすることもありますし、地域の小・中学校のほうで出土品を展示できるような機会があれば、そういうところに持って行って、したりとか、そういうこともします。

あと、これはやれる機会を狙ってということですが、最新の出土品を、主に中央公民館のラウンジのところでやる人が多いんですが、あるいは博物館の中で行うことがあるんですけども、そういった場所等で随時展示を行っていく形になるかと思います。

以上でございます。

○委員長 村田委員、よろしいですか。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

○委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育部長 1点、補足といいますか、階段昇降機の関係の説明……

○委員長 小池部長、お願いします。

○教育部長 すみません。階段昇降機の質疑が多かったんですけども、本庁舎は1階から3階はエレベーターがあるんですけども、地下から1階に上がる装置として、西側の階段にまさにこれと同じものが設置なっております。後ほどご覧いただければ分かりやすいかと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 それでは、他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第54号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 50分 休憩

午前 9時 57分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、横田総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 おはようございます。

梁瀬委員長をはじめ委員の皆様には、日頃から総務部各般にわたります事務事業の推進に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第57号及び第65号でございます。

説明につきましては、それぞれ担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、説明に当たりまして、失礼して着座にて説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第57号について

○委員長 初めに、議案第57号 行田市税条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

橋本税務課長、お願いいたします。

○税務課長 それでは、議案書の64ページをお願いいたします。

議案第57号 行田市税条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年3月31日付専決処分で改正を行ったもの以外で条例改正が必要となる事項について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、次の4点になります。

1点目は、個人市民税における森林環境税の導入に伴う改正。2点目は、個人市民税に係

る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化。3点目は、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードに係る軽自動車税種別割の税率の見直し。4点目は、自動車メーカー等の不正行為により生じた軽自動車税環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げる措置を講じるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

初めに、中ほどの第29条の3の2からご説明いたします。

第2項において、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化のための措置を講じるもののほか、第3項から、3ページになりますが、第6項は、引用条項の整理を行うものでございます。

2ページに戻りまして、第27条の8から、少し飛びまして8ページになりますが、第33条の10までは、森林環境税の導入に伴い、その徴収方法等について、それぞれ所要の改正を行うもののほか、用語の整理等を行うものでございます。

8ページ下段から次の9ページになりますが、第71条は、軽自動車税の種別割の税率について、ミニカーの区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外し、原動機付自転車の区分とするもので、年税額は、現行の3,700円から2,000円になるものでございます。

附則第13条の3及び附則第14条の2は、不正を行った自動車メーカー等を納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する軽自動車税の環境性能割及び種別割の割合を、税制上の再発抑止策を強化するため、それぞれ現行の10%から35%に引き上げるものでございます。

議案書に戻りまして、67ページをお願いいたします。

附則ですが、それぞれの施行期日及び経過措置を定めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第57号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 2点ほど、併せて伺っていきたいと思うんですが、電動キックボードのことですけれども、新たにカテゴライズして、税額も変更になったということですから、対象となる電動キックボード自体の規定というんですか、規格というんですか、あるいは対象者というのが適当かどうか分からないですが、どういうものなのか、そのところを概要というんでしょうか、教えていただきたいのが1つ。

それから、もう1点は、賦課徴収の特例の罰則の強化、抑止強化ということで、負担をいただく割合を35%に増やすということですが、この35%という罰則の強化、これが一般的なのかどうか、より高いものがあるのか、その辺の状況を教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

橋本課長。

○税務課長 では、それぞれ説明をさせていただきます。

まず、電動キックボード、特定小型原動機付自転車の税率の見直しのほうですが、令和5年7月1日、来月に道路交通法が改正になりまして、電動キックボードに対して特定小型原動機付自転車という新しい区分が設けられることになります。

ここで、ルールも変更になりまして、今まで電動キックボードは免許証は原付の免許が必要で、ヘルメットをかぶっていただくということだったんですが、7月1日からは、16歳以上であれば免許は不要、ヘルメットも努力義務で、車道でしたら20キロ制限、歩道でしたら6キロ制限ということで、ナンバーさえ取得すれば、16歳以上であれば使用することができるようになりました。それに伴って、軽自動車税の区分も変更になります。

現在は、電動キックボードのうち、3輪のものは原動機付自転車（ミニカー）という区分があるんですが、そちらに入っておりまして、税額が3,700円でした。2輪のものは原動機付自転車、50cc以下、原付の区分に入っておりまして、2,000円となっております。これが全て7月1日からは、原動機付自転車（50cc以下）、ここに注釈がつきまして、2輪及び3輪以上の特定小型原動機付自転車を含むというカテゴリーに変更になって、電動キックボードは全てこの区分に入って、一律2,000円の税額に7月1日から変更となります。

参考までに、7月1日から、改正以降に登録する者に対しては、ナンバープレートが安全上の理由から、全て専用の10センチ角の小型のナンバープレートを交付することになっております。

キックボードの改正の概要は以上です。

それから、35%の変更が一般的なものかということですが、これは燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化ということで、令和4年3月以降発覚した、一部メーカーによるトラック・バス用のエンジンの燃費・排ガス試験の不正が税制措置の根幹を揺るがすものであったため、社会的影響が大きかったことから、国税で加算税というものが、これは申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課せるもので、加算税の中で重加算税という項目がありまして、これが課税要件として、仮装、隠蔽があった場合の税率が重加算税として35%となっていることから、地方税も、具体的に軽自動車税となる環境性能割、種別割についてもこれに該当するというものである、メーカーから徴収となる納付不足額、加算税額についても、本改正10%から35%、こちらに倣って改正するものとなっております。

以上です。

○委員長 村田委員、よろしいですか。

○5番 村田委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 説明ありがとうございます。よく分かりました。

もう1点は、森林環境税に関してですが、この税の導入によって、従来ですと東日本大震災の復興税、その流れの税があるかと思うんですが、1人当たりの徴収税額というのは今回で変化があるのかないのか、あるとすれば幾らなのか、ないなら幾らなのか。それと、市に配分される譲与税の額、こちらについては変化があるのかないのか。まず、この点お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

橋本課長。

○税務課長 今までは、個人住民税均等割の加算として、長いタイトルですが、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定ということで1,000円入っておりまして、これは県民税が500円、市民税が500円ということで、市に入ってくるのは半分、500円入ってきておりました。

5年で復興税が切れまして、6年度からは森林環境税ということで、災害防止を目的とする森林整備等に必要な財源の確保という観点から加算となります。本市の試算としまして、

税で入ってくるのが、対象者約4万2,000人掛ける1,000円ということは4,200万円、この全額がまず市に入ってきて、国税として市から国に納める形になります。これが令和6年度は、配分として入ってきたうちの、県が10分の1、市町村に10分の9入ってくることになります。10分の9入ってくるんですけれども、これは市によって配分がありまして、例えば市町村によって、私有林人工林面積割が10分の5、林業就業者数割が10分の2、人口割が10分の3となっておりまして、この配分で試算をしたところ、他の部署が所管するところですが、令和6年度は1,070万円が見込まれているとのことです。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。ありがとうございます。

あと2点ほど伺いたいので、続けて申し上げます。

この税金、個人住民税の均等割、これの徴収の枠組みを用いて、市町村が国に代わって賦課徴収するということだと思えるんですけれども、均等割を免除される市民、この人たちにはこの税金は免除されるのか、徴収されないのか。そうすると、どの程度の所得の方が課税されることになるのか、ここをまず1つ。

それと、一旦切ったほうがいいですか。

○委員長 いや、大丈夫です。

○5番 村田委員 もう1項目。この税金で、先ほど災害対策という言葉が説明の中でもあったかと思うんですが、加えてCO₂削減ですとかも入っていたのかと思うんですけれども、災害防止等で森林整備のための目的税ですよね。この税金の必要性を検討する上で、そういう趣旨から伺えるんですけれども、本市ではこれをどのような事業に活用しているのか、分かりましたら教えてください。この2点です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

橋本課長。

○税務課長 まず、均等割が課税されていない方に対してかかるのかということですが、均等割が課税されていない方に対しては、森林環境税はかかりません。また、均等割がかからない方に対する所得の限度額ですけれども、大まかになってしまうんですけれども、大体135万円以下ぐらいの方がかかってこないことになると思われます。

〔「給与収入」と言う人あり〕

○税務課長 給与収入ですね。

それから、森林環境税について、どのようなものに使われるかということですが、他の部署が所管をしているところになるのですが、森林環境譲与税ということで入ってきまして、森林環境税の使い道は、森林整備や担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発などに限られてくるんですが、森林をほとんど有していない本市では木材利用の活用が中心となると思われまして、本市の市有施設の木造化・木質化等に関する指針というのがありまして、それに沿って、公共施設の整備や大規模改修、木工備品の購入など、木材の利用促進に活用することを想定しているとお聞きしております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。村田委員、ありますか。

村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

税の活用実績というのは、お手元に資料であるんでしたらお願いします。ないでしたら結構です。事業課のほうに聞きますので。

○委員長 執行部、分かりますか。

橋本課長。

○税務課長 他部署のことなので、分かる範囲になってしまうんですが、今までも環境譲与税というのが入っておりまして、令和元年、令和2年は学校のロッカーの木質化等に使っていったらしいですというのがある。令和3年度からは、財源として活用、今後のことを考えて基金に積立てをしているそうです。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

令和元年、2年の学校のロッカーというのが、ランドセルを引っかけたりとかするロッカー、後ろのほうへね、ということだそうです。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 執行部、大丈夫ですか。

○総務部長 補足でよろしいですか。

○委員長 横田部長。

○総務部長 すみません。先ほど次長のほうでお答えした非課税限度額の135万円の関係で補足させていただきたいんですけれども、先ほど給与収入でというふうに申し上げたかと思うんですが、この135万円は均等割の非課税の基準の一部を申し上げまして、これは障害者とか未成年とかの方の所得の関係で、そういった方が135万円以下であれば均等割が非課税になるという基準を申し上げました。

一般の方といたしますか、通常の納税の方で非課税限度額は、それぞれ扶養が何人いるかとかによって変わってきますので、一概には申し上げられないところですが、先ほど申し上げました135万円というのは、均等割が非課税になる方の基準を申し上げたところでございますので、補足させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしく願いいたします。

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第57号の討論

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員、賛成、反対。

○5番 村田委員 反対です。

○委員長 反対の立場ですね。

他に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 5番 村田委員、反対の討論をお願いいたします。

○5番 村田委員 それでは、反対の立場から討論を行います。

本税は、市民には低所得でも、先ほど説明ありました135万円という1つの基準といたしますか、説明ありましたけれども、低所得の方にも課税をする一方で、企業、大企業ですとかには負担がない。

それで、地球温暖化対策とか森林の整備、これが目的の目的税ですよ。温室効果ガスとか排出の大きな原因者である企業、大企業、こうしたところに負担を求めているこの税というのは、やはり不公平というふうに言わざるを得ないと思います。

また、現行の制度でも森林環境譲与税、こちらの活用が不十分であり、こうした点からも、本税は抜本的な見直しが必要であると考えます。よって、反対といたします。

以上です。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

△議案第57号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第57号 行田市税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 20分 休憩

午前 10時 22分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第65号について

○委員長 次に、議案第65号 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の取得についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

瀬尾契約検査課長、お願いいたします。

○契約検査課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第65号 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の取得について、ご説明させていただきます。

議案書の99ページをお願いいたします。

本案は、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を取得するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、ご審査いただくものでございます。

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車については、各種災害発生時における鎮圧活動等の備えとして配備しておりますが、本車両は緊急消防援助隊に登録し、本市の各種災害に備えるだけでなく、大規模災害などが発生した場合に、地域を超えた消火・救助活動などにも役立てようとするもので、消防署本署に配備しようとするものでございます。

現在使用している車両は平成19年度に購入したもので、15年が経過し、老朽化によることから入替えを行うものでございます。

品名は、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型で、数量は1台、取得方法は一般競争入札、取得金額は、消費税を含めまして9,460万円、契約の相手方は、埼玉県秩父市東町7番5号、埼玉消防機械株式会社、代表取締役落合正雄氏でございます。

次のページをお願いいたします。

以下は参考資料でございます。

初めに、物品売買仮契約書ですが、このページの3、納入期限は令和6年3月11日、4、納入場所は行田市消防本部でございます。

次に、入札の経緯についてご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

本件は、令和5年4月11日に一般競争入札の公告を行い、入札参加資格については、競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、元請として国または地方公共団体と水槽付消防ポンプ自動車または化学消防ポンプ自動車の契約を履行した実績を有する者といたしました。

予定価格は、税抜き8,648万9,554円で、事前に公表しております。

入札執行につきましては、4月28日に埼玉県電子入札共同システムにより開札を行い、3者が入札に参加し、埼玉消防機械株式会社が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって落札したものでございます。

次のページをお願いいたします。

主な仕様、装備を示したのですが、水害等非常時に悪路を走行することや、降雪時にも対応できる災害対応であることから、駆動方式を4輪駆動にするとともに、化学消防ポンプ自動車であることから、水槽容量1,500リットル及び500リットルの薬液槽、泡混合装置や圧縮空気泡消火装置、電動アシスト付ホースカーといった装備を搭載しております。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第65号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 何点か伺いたいんですが、まず2点ほど伺います。

先ほどのご説明の中で、予定価格を事前に公表している、こういう説明がたしかあったと

思うんですけれども、事前に公表している目的というんでしょうか、どのような効果を期待していることなのか、この点についてまず1点。

それから、関連してですけれども、私の認識としましては、予定価格というのは市の予算執行上の上限に当たるもので、通常、開札後に公表するものではないかというふうに理解しているんですが、業者が事前に知ってしまうと、業者側に有利になってしまうのではないかというふうに心配をするんですけれども、この点については、執行部はどういう考え方で行ったのか。まず、ここを伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

瀬尾課長。

○契約検査課長 それでは、まず、予定価格の事前公表につきましてですが、こちらにつきましては入札契約制度の透明性の向上というところで、職員に対する予定価格を探る不正行為を防止できるものと考えております。

また、もう1点の業者側に有利になるのではないかということでございますが、業者につきましては、予定価格を事前公表しておりますけれども、ちゃんと仕様書を提示してございます。この仕様で、行田の場合は事前に幾らというところでやっております。しっかりとうちの会社はこうだというところで積算をしていただいて、それで入札に参加しているものと認識しておりますので、その辺は大丈夫ではないかと考えております。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 前者のほうは分かりました。

透明性の向上と職員に対する不正なそういう工作というのを、公表してしまうことで意味をなくすということだと思うんですが、それはそれとしては分かるんですけれども、その一方の、2つ目の私の質疑の、業者のほうに有利になってしまうという心配ですね。懸念ですけれども、仕様書に基づいて、これは幾らかかるという積算は当然するわけですから、予定価格を設けるということは、言ってみれば、市はここまではお金を出してもいいよ、こういうことをあらかじめカードを示してしまうわけですね。そうすると、業者さんは、できるだけこの価格に近い金額を出そうと。仕様書で積み上げた額が例えば80万円だとして、予定価格が100万円だったならば、限りなく、残り20万円のさらなる利潤というんですか、それをなるべく積もうとするわけですね。そこが競争になると思うんですが。

それというのは、ですから、公平な、公正な、適切な言葉は見当たりませんが、適切な入

札を阻害しないのか、そこを改めて伺いたいんですけれども。大丈夫だと言うのであれば、大丈夫という理由をお聞かせいただきたい。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

瀬尾課長。

○契約検査課長 それでは、事前公表で業者が有利で金額を上げるのではないかと考えてございます。

先ほども答弁しましたが、仕様の内容に基づいて、業者についてはしっかりと積算をされると思います。こちらにつきましては、消防車両について艤装を行う特殊性、そういったものもありますし、品質確保履行の実績、そういった観点もうちのほうとすると加味しております。

それで、今回、先ほど説明しましたが、入札参加の資格につきまして、元請として国または地方公共団体と水槽付消防ポンプ自動車または化学消防ポンプ自動車の契約を履行した実績、こちらを入れてございます。そういったところでは、ちゃんと積算して入札に臨んでいると。そして、その中で最低の価格を提示した業者、こちらと契約をしているというところで、透明性、公正性の確保はできているものと考えております。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 もう2点だけお聞かせください。質疑をいたします。

1点目は、こういう特殊車両の購入先について、業者の名簿です。行田市では何社が登録されているのか。条件を付していると思いますので、いわゆる特殊車両の一般的な購入業者名簿というのと違う数になり得るのかと思うので聞くんですが、今回の一般競争入札の対象となった業者が何社なのか、この点をまず。

それから、2点目は、納入期限ですけれども、来年の3月11日を予定しておるようだけれども、この間、半導体不足ですとか様々、資材不足ということで、契約の延長ですとか工期の延長、その他予算の繰越しですとかの措置が頻発しているところですが、今回のこの自動車購入ではそういう心配はないのか、業者との間ではどのような協議といいますか、回答をもらっているのか、この点について伺います。

○委員長 挙手にてお願いします。

瀬尾課長。

○契約検査課長 それでは、まず1点目の業者の数でございまして。

名簿につきましては、対象となる業者、確かに特殊車両でございますので、参加可能であろうという業者、こちらにつきましては16社を見込んでおりました。ただ、それ以外、車両というもので大きくくった場合には、特殊車両だけに限らず、普通の一般の車もということであると61社登録がございます。そのうち、消防車両に特化しているというところ考えると、16社というところを考えておりました。

2点目の納入期限の話でございます。

こちらにおきましては、現時点において消防のほうにも確認したんですけれども、期限内での納入は可能というところを考えておるということでございます。確かに、半導体とか部品の供給不足が継続しているというところでございますが、現在の段階では大丈夫というところで確認は取っております。

以上でございます。

○委員長 村田委員、いかがですか、よろしいですか。

○5番 村田委員 はい、いいです。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 すみません。もし的外れだったら恐れ入ります。こちら入替えということになるということですが、端的に、いわゆる車を持っている者の目線として、前の車の下取り価格というのもあったりするのかどうか、お聞かせ願いたい。

条例が、いわゆる取得と処分という条例の中ですので、処分という部分の中で、こちらの古い車が下取り価格があったりするののか、それとも持ち出しで支払いをしなければいけないのか、その辺ももし分かったら教えていただけますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

瀬尾課長。

○契約検査課長 下取り価格ということでございます。こちらにつきましては、下取り価格はありません。消防のほうにも確認しているんですけれども、現在使用している車、これが入替えになった場合には、海外のほうに寄贈を予定しているということでございます。

以上です。

○2番 駒見委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第65号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第65号 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の取得については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 38分 休憩

午前 10時 40分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 本日は、これにて閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10時 41分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 梁 瀬 里 司

建 設 環 境 常 任 委 員 会

6 月 2 1 日 (水 曜 日)

令和5年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年6月21日（水曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）
議案第58号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例
議案第61号 行田市手数料条例の一部を改正する条例
議案第62号 行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 審査日程 【市民生活部】
議案第58号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例
【都市整備部】
議案第61号 行田市手数料条例の一部を改正する条例
議案第62号 行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
【環境経済部】
議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）

○出席委員（6名）

委員 長	小 林	修 委員	2 番	小 林	淳 一 委員
副 委員 長	木 村	博 委員	3 番	吉 田	豊 彦 委員
1 番	福 島	ともお 委員	4 番	小野寺	貴 男 委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

鴨 田	和 彦	市 民 生 活 部 長
磯 貝	和 実	市 民 課 長
江 森	裕 一	環 境 経 済 部 長
柿 沼	誠	環 境 課 長 兼 粗大ごみ処理場長
川 上	清	商 工 観 光 課 長
蓮 見	宗 徳	環 境 経 済 部 副 参 事
森 原	秀 敏	都 市 整 備 部 長
山 崎	博 司	建 築 開 発 課 長

○事務局職員出席者

書 記 田 島 裕 介

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方におきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室につきましては自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案3件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行いますので、よろしくお願いいたします。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようよろしくお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

△開議の宣告

○委員長 初めに、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長のご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○市民生活部長 皆さん、改めましておはようございます。

日頃から、小林委員長をはじめ委員の皆様方には、市民生活部の所管事務の推進に対しまして格別なるご理解とご支援を賜りまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。また、一般質問では大変お世話になりました。ありがとうございました。

本日は、議案第58号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例につきましてご審査を賜りたいと存じます。説明につきましては、所管する課長から申し上げますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第58号について

○委員長 初めに、議案第58号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

市民課、礒貝課長、よろしくお願いいたします。

○市民課長 失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第58号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

議案書の68ページをお願いいたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に関連する法律のうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、個人番号カードの利便性の向上のため、個人番号カードの電子証明書を移動端末設備、具体的にはスマートフォンへの搭載を可能とする措置が講じられることとなりました。

これに伴い、コンビニ交付サービスでの印鑑登録証明書の交付手続において、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を利用したコンビニ交付サービスを実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の10ページをお願いいたします。

第14条の2でございしますが、個人番号カードの利用者証明用電子証明書をスマートフォンに搭載するため、これまで電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定されていた、利用者証明用電子証明書が個人番号カード用利用者証明用電子証明書として整備され、また、同法35条の2第1項において、スマートフォンに搭載する利用者証明用電子証明書については、移動端末設備用利用者証明用電子証明書として新たに規定されております。

これに伴い、これらの利用者証明用電子証明書を利用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書交付手続として個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書について規定するものでございます。

議案書に戻りまして、69ページをお願いいたします。

附則でございしますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第58号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第58号の質疑、討論、採決

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第58号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 35分 休憩

午前 9時 38分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第61号について

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただきますようお願いいたします。

また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長のご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長 皆さん、おはようございます。

建設環境常任委員会の皆様方には、日頃より格別なるご理解とご支援を賜っておりますこと、この場を借りて深く感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日ご審議いただく議案でございますけれども、議案第61号 行田市手数料条例の

一部を改正する条例及び議案第62号 行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正案の説明につきましては、担当課長から申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、議案第61号 行田市手数料条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

建築開発課、山崎課長、お願いいたします。

○建築開発課長 それでは、議案第61号 行田市手数料条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

本案は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、誘導基準に関する規定のほか、所要の整備を行いたいので、条例の一部を改正するものでございます。

今般、高い省エネ性能を有する住宅について一層の普及促進を図る観点から、国において建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令及び関連する建築物の省エネ基準の改正告示が、令和4年11月7日に公布され同日に施行されました。

これまでの省エネ住宅は、国が定めた基準による計算支援プログラムを使用して、主に大手ハウスメーカーを中心に認定申請が行われてきましたが、今般の改正により、断熱材の種類や厚さ、設備機器などにより簡易に評価できる仕様基準が新たに設けられたことから、今後は、中小の工務店等においても省エネ住宅の認定取得が見込まれるところでございます。省エネ基準につきましては、2025年には全面的な義務化が、さらに2030年にかけては順次基準の引上げが予定されているところでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の13ページをお願いいたします。

今回、改正いたしますのは、別表の第1でございます。改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する審査の項でございますが、改正点につきましては15ページをお願いいたします。

改正後の中段（3）、（1）以外の場合で仕様基準により評価したものにつきましては、

今般の改正により国土交通大臣が定める計算方法によらず、当該性能を有することが確認できる仕様基準が新たに定められたことにより、手数料を新設するものです。一戸建ての住宅につきましては、床面積の合計が200平方メートル未満のものについては、1件につき2万円でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

下段の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査につきましても、同様の改正を行うものでございます。

具体的なものといたしましては、18ページをお願いいたしまして、中段の（3）仕様基準による一戸建ての住宅で200平方メートル未満のものについては、1件につき1万円でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

下段の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査の項でございますが、改正点につきましては22ページをお願いいたします。

上段になりますが、基準の改正に伴いまして用語の整備を行うものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

下段の都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査の項でございますが、主な改正点につきましては25ページをお願いいたします。

改正後の中段（3）、（1）以外の場合で仕様基準により評価したものとしまして、手数料を新設するものでございます。一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のものにつきましては、1件につき2万円でございます。また、その他の評価方法につきましても、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の省エネ基準との整合を図るため、金額欄における区分の見直しを行うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

下段の都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査につきましても、同様に仕様基準の料金を新設するとともに、料金区分の見直しを行うものでございます。

なお、手数料の各金額につきましては、国が示した認定審査に要する時間に基づき埼玉県

が算出した金額となっており、県内は同一金額となる予定のものでございます。

議案書に戻りまして、90ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第61号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第61号の質疑、討論、採決

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決に移りたいと思います。

議案第61号 行田市手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第62号について

○委員長 続きまして、議案第62号 行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

引き続き、建築開発課、山崎課長、よろしくお願いいたします。

○建築開発課長 引き続きよろしくお願いいたします。

議案第62号 行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の91ページをお願いいたします。

本案は、人口減少や社会情勢の変化などにより用途が廃止されたもの、または用途の廃止が見込まれている公共施設の建物敷地について、今般、新たに民間活力の導入による利活用

も見据えておりますことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

市街化調整区域において用途廃止となった公共施設については、現状では民間の活力導入により当該事業者が他の用途で利活用する場合、許可の基準がないことから、新たな利活用が制限されている状況となっております。こうした公共施設について、民間事業者による利活用がなされる場合であっても市街化を促進するおそれが少なく、周辺環境に影響を及ぼさない利活用など、一定の要件の下、地域活性化に資すると認められる事業に供するものにして、用途変更を可能とする許可基準を新たに設けるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の30ページをお願いいたします。

今回、改正いたしますのは、政令第36条第1項第3号ハの規定に定める建築物等でございます。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされ、都市計画法第43条により建築許可を受けた土地以外の土地における建築等を制限しております。ただし、政令で定められた一定の基準を満たす場合には、自治体が定める条例により、建物の新築、改築、もしくは用途の変更を行うことができるとされております。そのため、本条例に第6条第1項第5号として、国または地方公共団体、その他これらに準ずる者が公共施設を建築した土地に、市長が地域の活性化に資すると認めた事業で既存建築物の用途の変更を行う場合、かつ次のいずれにも該当するものを追加し、用途の変更を可能とするものでございます。

用途変更するための要件といたしましては2点ございます。

1つ目のアでは、現に国または地方公共団体、その他これらに準ずる者が所有する建築物であって、用途が廃止されているもの、または用途の廃止が予定されているものとしております。

2つ目のイでは、変更後の用途が、周辺における市街化を促進するおそれがない等、都市計画の観点から支障がないものであって、行田市都市計画マスタープラン、行田市公共施設等総合管理計画、その他の地域振興に関する計画に定める指針等と整合しているものとしております。

また、第2項といたしまして、用途の変更をしようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聞かなければならないとするものでございます。

議案書に戻りまして、92ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第62号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明を終わりました。

△議案第62号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

それでは1点、お伺いしたいと思います。

これは国も入っているんですね。国が入っているので私が思うのは、例えば、基本的にこれ、学校跡地活用を想定されていると思うんですけども、国の場合ってどういうのがあり得るんでしょうか、それをお伺いしたいなと思います。

○委員長 山崎課長。

○建築開発課長 本条例につきましては、学校跡地のみならず調整区域の既存の公共施設の用途変更を見据えたものになっております。当然、ご指摘のとおり現在、行田市においては、学校関係が主な対象という認識はございます。ただ、条例としましては、国県等においても同じような公共施設を持つ場合については、本条例を活用しまして、地域の活性化につながるような変更であれば認めていけるというような、規定の整備をさせていただこうとするものでございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 分かりました。

具体的に、例えば国の所有するものというのは、どういうのが想定されるんでしょうか。そこだけ現時点でお伺いできたらと、答えづらいかも分からないですけども。

○建築開発課長 国の施設ですと、なかなかあれなんですけど、調整区域であるとするハローワークとかはどちらかというとそれに近い形になるか、あとはそれに準ずるということで、水資源の施設も調整区域になりますので、そういったところも場合によっては準ずるという中での検討は可能かと思います。具体的に想定している施設はないんですが。

○1番 福島委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

次に何か質疑ある方おられますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第62号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第62号 行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 54分 休憩

午前 10時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第54号について

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず最初に、環境経済部長にご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長 環境経済部でございます。

委員の皆様には、日頃より環境経済部の諸事業に多大なるご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、補正予算に関しましてご審議賜ります。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

総務文教常任委員会から審査依頼を受けました、議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管の部分についてを議題として執行部の説明を求めます。

まず初めに、環境課、柿沼課長、よろしくお願いいたします。

○環境課長 着座にて失礼させていただきます。

それでは、議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）の環境課所管部分についてご説明させていただきます。

議案書の50ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項2目塵芥処理費、18節負担金補助及び交付金において2,332万4,000円の補正をお願いするものでございます。

こちらは、本年3月議会で議決いただきました、彩北広域清掃組合規約の改正により、本市と鴻巣市の組合負担金の負担割合が、平等割100分の30、人口割100分の70から、平等割100分の15、ごみ量割100分の85に本年10月1日から変更されることに伴い、本市負担金が増額することになったことから追加措置するものでございます。

以上で議案第54号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 次に、商工観光課、川上課長、お願いいたします。

○商工観光課長 着座にて失礼させていただきます。

議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）において、商工観光課が所管する事業について説明させていただきます。

歳出からご説明いたしますので、議案書の52ページをお願いいたします。

7款商工費、1項3目観光費において、2,094万5,000円の補正をお願いするものです。

内容を説明させていただきますので、右ページの説明欄をご覧ください。

◎観光事業費、18節負担金補助及び交付金は、行田花手水week及び希望の光が、ふるさとキラリ賞とJACEイベントアワードの2冠を獲得し注目が集まる中、国庫補助金の採択を受け、インバウンド観光の促進に向けて、日本遺産忍城下町花手水タウンプロジェクトに取り組むものでございます。

本プロジェクトは、行田おもてなし観光局と連携し実施するもので、忍城周辺のまち全体をテーマパーク花手水タウンとして見立て、花手水新スポットの設置やプロジェクションマッピング、人力車によるまちなかの回遊、郷土料理や地酒等のフードイベントなどを開催し、

本市の歴史や文化を一体的に体感できる場を提供することで、観光誘客による地域の活性化とにぎわいの創出を図るものであります。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして議案書の39ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項7目商工費国庫補助金の観光コンテンツ造成支援事業補助金は、日本遺産忍城下町花手水タウンプロジェクトに対するもので、補助対象経費のうち400万円までは10分の10、400万円を超える部分については2分の1を見込むものでございます。

以上、議案第54号の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

△議案第54号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、観光事業費ですけれども、行田おもてなし観光局補助金の内訳といいますか、何にどれだけ割り振るのかというところを教えてくださいというのが1点目でございます。

もう1点が、これお示しできたらですけれども、花手水タウンというテーマパーク化ということで、もうちょっと何か、例えば本会議でも人力車とかプロジェクションマッピングとか、いろいろとお示しされていたと思うんですけれどももう少し、あと11月、12月に集中的に実施とかいろいろ伺っておりますが、もうちょっとそこら辺詳細にご説明いただけたらなと思いますので、2点、よろしくお願いします。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答え申し上げます。

まず、補助金の内訳ですけれども、今回、国の国庫補助金の対象になっておるものが、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業ということで、先ほどの説明でもありましたけれども、今回、新たなコンテンツとして花手水の新スポット、プロジェクションマッピング、花手水LEDのちょうちんなどの制作費が計上されております。

プロモーションに係る経費として、旅行会社向けの説明会やウェブ広告などの経費を計上しているところでございますが、こちらの金額に関しては、これから詳細を打ち合わせてい

く中で全体の中で決まってくるものなので、これらを合わせた金額が2,094万5,000円ということでご理解いただければと思います。

続きまして、花手水タウンプロジェクトの概要でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど説明させていただいた、新たな花手水スポットやプロジェクションマッピングのほかに、あとはおもてなし甲冑隊と忍者を活用したジャパンショーとか、あとは人力車については花手水であったり八幡神社、それから忍城、水城公園を結ぶようなルートをこれから考えていきたいと考えております。

また、フードイベントについては、行田ならではのというところで、調査もこれから詰めていくような形にはなりますけれども、先ほど申し上げました地酒なんかももちろんですけれども、ゼリーフライやフライ、そういったものを取り入れていけるような形で進めていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長 続きまして、江森部長。

○環境経済部長 1点、補足させていただきたいと思います。

最初の内訳というところなんですけど、今回のこのおもてなし観光局補助金は、委託料ではなく補助金で計上させていただいております。このイベント全体を総額でこの額、広告を含めてですね。そういう形で、補助金という形で計上させていただいております。ですので、全体での経費と認識していただければと。それから、補助金ですので、事務費については計上してございません。あくまでイベントそのものに対する補助という形で考えてございます。

以上、補足させていただきました。よろしくお願いします。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 承知しました。

非常に面白い取組をしていただけるのかと思います。また、インバウンドがキーワードとしてあったのかと思うんですけれども、やはりそういう意味では外国人の方に対する対策等も考えていらっしゃるのかと思うんですけれども、そこら辺も教えていただきたいのが1点と。あと、おもてなし甲冑隊と忍者ってあったのかと思うんですけれども、忍者というのはちょっと初めてなのかと思いますので、そこら辺は、何ていうんですか、気になりましたので。おもてなし甲冑隊に忍者というと、新しく行田としてコンテンツをつくるということですかね、忍者関係の何かを。そこがちょっと気になったので、お願いします。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 まず、忍者のところだけ先にお答え申し上げます。

今回、インバウンドということで、台湾を中心としたアジア圏、それからヨーロッパにも目を向けていきたいと考えているんですけれども、その中で、外国人の方々にまず非常に忍者というのがキラーコンテンツといいますか、非常に人気があるということで、過去にも行田市としてPR動画を作った際に、甲冑隊と忍者のコラボというのは実は行ったことがございます。ただ、忍城に忍者がいたかどうかという歴史的な史実につきましては、忍者というのがもともとあまり表向きの存在ではないことから、記録上、忍城に忍者がいたという記録は学芸員に確認したところなかったんですけれども、今回、外国人向けということの中で、せっかく甲冑隊を活用しようという中で、忍者を含めた価値を、そういったものに目を向けて、今回考案したものでございます。

いじょうでございます。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 続きまして、インバウンドのこちらの事業の中身ということでご説明させていただきます。

今回、ターゲットの国として、埼玉県が重点市場にも設定しております台湾、中国を主要ターゲットとして考えております。これまでも、埼玉県と行田市のほう連携しておりまして、県内のモデルツアーを組む際には、行田の古代蓮であったり花手水であったり、古墳なんかも必ず取り入れていただいておりますので、これまでも連携してインバウンドを進めてきたところであります。

また、過去にはでございますけれども、令和元年度、JR行田駅前であったり忍城バスターミナル観光案内所にこちらも国の交付金を使って、多言語の翻訳機の導入であったり、Wi-Fiの環境の整備なんかしておりますので、急にこちらから始めるということではなく、過去から進めてきた流れの中で、ようやくコロナが落ち着いてきた中での実施ということで、ご理解賜ればと思います。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ありがとうございます。

やはり忍者というのは、アニメとかそういうものでも大分外国にも、本当にキラーコンテンツという言葉ありましたけれども、非常に受けがいいといいますか、行田市はもともと忍でございますから、漢字の意味で無理やり活用することも可能なのかと思っておりますの

で、ぜひとも成功させられたらいいのではないかと思います。ありがとうございました。

○委員長 他に質疑のある方おられますか。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 全体的なところで、先ほどの花手水weekの11月、12月というところで、今までがどれくらいの規模で、これを2,000万円かけてやることによって、どれくらいの集客であったりとか、経済効果というのを見込んでやるものなののでしょうか。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 小林委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今までの主要観光施設の入れ込み客数というところでお示しさせていただければと思うんですが、令和元年度で約45万人ほどのお客様が行田に来ております。観光消費額、こちらはおもてなし観光局が独自に算出しているものですが、その中では5億8,000万円ほどの観光消費があったと推定しております。

これが、令和4年度には、主要観光施設の入れ込み客数が約72万人に増大しておりまして、観光消費額については、こちらが約18億8,000万円、こちらが観光消費額として消費されたと考えております。

今回のプロジェクトに関しましては、こちらの国内の誘客はもちろんですが、インバウンド観光の取っかかりとするというところで、もちろんこれ以上の入れ込み客数であったり、観光消費というのは望んでいきたいところではありますが、具体的な数値というのは、まだ未知数なところもございますので、可能な限りここをきっかけとして、さらに行田を国内外に周知していくというところを目標としております。

以上でございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林委員 ありがとうございます。

やるからには、実際、未知数ではあると思うんですが、大体これくらいを見込んで、目標がというところで、目標設定をされた上で臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長 質問ではなくて要望ということでよろしいですか。

○2番 小林委員 要望ということで質問を終わらせていただきます。

○委員長 ほかに、質疑のある方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第54号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありませんので、これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成につきましてはご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、決定させていただきます。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10時 21分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小 林 修

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

6 月 2 2 日 (木 曜 日)

令和5年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和5年6月22日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）
議案第63号 行田市職員定数条例の一部を改正する条例
議案第64号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例
- 審査日程 【消防本部】
議案第63号 行田市職員定数条例の一部を改正する条例
議案第64号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例
【健康福祉部】
議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）

○出席委員（7名）

委員長	橋本祐一	委員	3番	岩崎彰	委員
副委員長	田中和美	委員	4番	養田英雄	委員
1番	野本翔平	委員	5番	村田清治	委員
2番	斉藤博美	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

上村浩代	健康福祉部長
藤倉敬士	福祉課長
上野浩二	子ども未来課長
柿沼宏和	健康福祉部副参事
吉澤宏	消防長
野口祥和	消防本部次長兼 消防署長
服部昌彦	消防総務課長
新井竹秀	予防課長
山口謙一	消防本部副参事
尾野学	消防本部副参事
大久保尚	消防本部副参事

○事務局職員出席者

書記 高橋優太

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

本日も慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案2件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お手元に配付しました審査日程により行います。

初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

消防長。

○消防長 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

委員長を初め、委員の皆様には、日頃から消防業務の推進に格別なるご理解、ご協力賜り、厚くお礼を申し上げます。

消防本部ですが、本年4月1日から行田市消防署所再編計画に基づきまして、南分署を閉鎖しての1本部1署2分署体制の本格運用を開始いたしました。現在、市域全体でのバランスの取れた効率的な車両運用が行われ、消防業務は順調に遂行しておりますが、今の状況に満足することなく、引き続きデータ分析を含めた消防体制の充実・強化に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本年、昨日までの火災と救急の出動状況ですが、火災出動は16件で、昨年同日より1件減少となっております。また、救急出動にあつては2,086件、昨年同日より122件の増加となっております。昨年は、救急出動件数が過去最高の4,506件でございましたので、それを上回るペースでの出動状況となっておりますが、これから夏に向かつての熱中症対策と予防救急にも力を入れ、救急車の適正利用にもつなげていきたいと考えております。

本日、ご審議いただく案件ですが、議案第63号 行田市職員定数条例の一部を改正する条例及び議案第64号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。説明は担当課長から申し上げますので、委員の皆様、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

△議案第63号について

○委員長 初めに、議案第63号 行田市職員定数条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、服部課長。

○消防総務課長 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第63号 行田市職員定数条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の93ページをお開き願います。

今回の改正は、令和5年4月1日施行の地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年が60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地域の消防力を安定的かつ継続的に確保するため、消防職員の定数について条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の31ページをお開き願います。

現在の消防職員定数は、行田市職員定数条例第2条第1項第8号中に102人と定められております。消防業務は現場業務がその大半を占めており、加齢に伴う身体機能の低下や健康状態の不安が職務遂行に支障を来す加齢困難職種とされております。60歳以上の高齢期職員が定年退職まで活躍し続けていく環境を整備するとともに、国民の生命、身体及び財産の保護という消防業務の遂行に必要な組織力を維持・確保することを目的として、定数管理を検討いたしました。

また、定年引上げ期間中の影響として、2年に1歳ずつの定年引上げのため、定年退職者が2年に1度しか生じないこととなり、これまでどおりの退職者数を補充する新規採用をした場合、定年退職者数の減少が新規採用職員数の減少につながり、ひいては若手職員の減少

に直結することとなります。その後、60歳以上の高齢期職員が増加していくことから、偏った年齢構成及び空洞化が助長されることとなり、消防力の低下を招くおそれがございます。

これらを踏まえ、定年引上げ制度の中で消防力を維持していくためにも、現場業務を担っている60歳未満の職員を、将来にわたり現在の条例定数程度確保しながら、年齢構成の平準化を図るため、毎年2人ずつ職員を採用し、これに60歳以上の高齢期職員の推移を見込んだ職員の定数管理が必要となります。

職員数を20年先の令和25年度まで積算しましたところ、令和18年度に60歳以上の高齢期職員が17人、60歳未満の消防職員が107人の計124人と最高値となることから、第2条第1項第8号中の102人を124人に改めるものでございます。

次に、お手数ではございますが、議案書に戻っていただき、94ページをお願いいたします。附則の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

以上、議案第63号 行田市職員定数条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第63号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 聞こうと思っていた22人の算出根拠の率は、今説明していただいたのでよく分かりました。

それで、今の説明の中で、年齢構成の平準化というのが一つあったと思うんですけども、もう一つ、私がこの中で原因と考えられることは、若手職員の育成に時間がかかるということもあるのかと思いました。2年に1歳ずつ定年が引き上げられていく中で、要は下の人も入れていかななくては行けないと。となると、当然定数も増やしていかななくては行けないということもあるのかと思いますけれども、その辺の原因というのは一つありますでしょうか、若手職員の育成に関して伺いたいと思います。

○委員長 服部課長。

○消防総務課長 若手職員の育成に関して申し上げます。

まず、新規職員、採用されますと、半年間、消防学校初任教育科といったところに入校をしなければならないという決まりがございます。そして、その後、救急車の隊員として乗車

をする場合には、救急課程というものに2カ月程度入校をしなければならないという決まりがございますので、合わせて8カ月以上、それと、どうしても行田市だけではございません。埼玉県全てから集まりますので、そこで行田市に割り当てられました入校者数といったものもございます。ですので、単純に8カ月といったところではございませんので、若手の育成にはある程度の時間を要してしまうといったところがございます。

以上でございます。

○2番 齊藤委員 よく分かりました。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

野本委員。

○1番 野本委員 すごく丁寧な説明をありがとうございました。

1点、お聞きしたいのは、この消防の仕事が加齢困難職種であると、そういうことで60歳以上の方が働きやすいような環境を整備していく必要があるというご説明をいただきましたので、その環境の整備というところでお聞きします。

1つは、60歳以上の方が働き続けられるような環境の整備というのは、どんなことを考えているのかというのが1つです。

もう一点は、先ほど若手の育成というのがあったんですけれども、若手の方々にとって、やっぱり働きやすい環境を整備するという観点もあるのかと思います。例えば子育て世代とかが働きやすい環境ってどんな環境なんだろうとか、若手の方々にとって働きやすい環境も整備していくというような考えがあるのであれば、その点もお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長 服部課長。

○消防総務課長 まず、職場の環境の整備といったところでございます。

60歳以上の職員、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、体力の低下等がございます。ですが、まだまだ60歳を超えても体力的に現場活動ができる云々という職員も、当然これから先に現われてくると予想はしております。

ですので、60歳以上を過ぎても、現場活動、現在は60歳以上の職員、再任用職員は、出勤等していませんが、今後は60歳以上になっても、指揮隊であったり、消防指令センターといった体力的に若干余裕を持てる部署もございますので、そういったところで環境を整備していきながら、60歳以上の職員も働けるような状況をつくっていかうと考えております。

若手の職員の環境といったところでございますが、いろいろ市役所でも、子育て世代の育児休暇等の取得云々といったところもやられておりますので、そういったところも取り入れながらやっていきたいと考えております。

あとは、高齢期職員、これは若手職員でもいえることだとは思いますが。資機材もだんだん軽量化になってきております。後ろに、背中にしょいます空気呼吸器であったり、他の資機材等もどんどん軽量化といったところでなっておりますので、そこら辺を含めましても、そういった資機材をどんどん取り入れるような形を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 野本委員 分かりました。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑はございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 ご説明ありがとうございました。

今、定数が102人で、現在消防職員というのは全体で何人いて、西分署と北分署、本署の内訳を教えてください。

○委員長 服部課長。

○消防総務課長 現在、消防本部に勤務をしている人間が102名でございます。内訳としましては、本署に片班26名ずつですね、分署が片班6名ずつ12名で、2分署ということになりますので24名、本部職員は19名でございます。

以上でございます。

○5番 村田委員 そうすると、定数どおり職員はいるということですね。定数割れしているということはないですね。

分署、6名、6名で2班、24時間体制で回しているわけですね。この辺についての配分というのを、今後、よく救急隊が出動すると、そこに乗務している人が4名、2人残っていると、火災があったときに出動できないとか、そういうこともあるので、その辺について分署の人数構成を今後変えていくというか、定年延長によって人数が増える関係で、その辺の配分を今後考えていかれますか。

○委員長 服部課長。

○消防総務課長 その辺は当然のごとく、定数が増えていきますので、分署の人員の増といったところも視野に入れて考えて、検討していく所存でございます。

以上でございます。

○5番 村田委員 分かりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

私からは、1点、確認だけですけれども、令和13年に65歳まで定年引上げということで、2年刻みにということで、今回の人員増の措置というところだと思うんですけれども、先ほど令和25年までを試算してというお話が出ましたので、この人数の増というのはそこまでを見越していると受け止めてよろしいのでしょうか。

○委員長 服部課長。

○消防総務課長 人数の問題でございますが、先ほど令和18年度に124名の最高値になると申し上げさせていただきました。その後は、徐々にですが職員数も減っていきます。あとは行田市の人口の推移等も頭に入れながら、今後も条例定数の見直しを図っていけたらとは考えております。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 分かりました。では、見直しも含めて考えてはいるという認識でよろしいでしょうか。

○委員長 吉澤消防長。

○消防長 お答え申し上げます。

見直しというのは、令和25年までの間というのは、どうしても空洞化と年齢の偏りがある関係で、その是正のための措置で、条例定数を一気に増やして、消防業務の人員を増やして消防団を1隊つくるとかという改善ではありません。

これから20年先を見て、どうしても年齢の不平等になってきたりとか、あと空洞ができますから、それを是正していくための措置としてやっていくと、令和25年には、実をいうと、高齢期職員は17人、最終的には未満の職員が94人、124から111まで、20年先には。

退職者の数と採用者の数を、これから採用者は2人ずつの均等にしていきますから、採用できなかったときは増えていきますけれども、基本的に、あと10年ぐらいで5人とか7人とか結構退職が増えてきますから、どうしても採用より退職する人数が増えてくるとなると、それをピークにして下がってくるんですね。なので、一応令和25年までを見据えた考え

ということでご理解いただきたいと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第63号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第63号 行田市職員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第64号について

○委員長 次に、議案第64号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

予防課、新井課長。

○予防課長 おはようございます。

議案第64号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の95ページをお開き願います。

本案は、令和4年度急速充電設備に係る規制のあり方検討部会における検討結果を踏まえ、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、令和5年2月21日に公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、平成30年に改正された健康増進法に伴い、喫煙等に関する規定につきましても、併せて改正しようとするものでございます。

主な改正内容は２点になります。

まず、１点目は、対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものでございます。

２点目は、平成30年７月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き、喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。

火災予防条例においても、火災予防の観点から、喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、喫煙の制限に係る規定を改正するものでございます。

また、今回の改正に伴い、用語の整備を行うものでございます。

次に、改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の32ページをお開き願います。

初めに、第11条の２は、急速充電設備について全出力の上限を撤廃するとともに、急速充電設備はコネクタを用いて充電する設備と規定し、今後は自動車や原動機付自転車以外のものを充電対象とする急速充電設備の普及、拡大することが想定されることから、急速充電設備の充電対象を電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとするものでございます。

また、急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを新たに分離型の急速充電設備として規定いたしました。

次に、第11条の２第１項中第１号及び第２号は、充電ポストは単にコネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備であり、変圧等の機能を有するものではないことから、出火危険性が低いものと想定されたため、規定を追加するものでございます。

33ページをお開き願います。

第11号は、手動緊急停止装置を速やかに操作できる箇所に設けることを明確化いたしました。

第16号及び第17号は、急速充電設備に内蔵する蓄電池についての規定でございますが、主として保安のために設けるものにつきましては、第16号に掲げる措置を要しないこととされました。

第16条につきましては、第１項中、「いう」の次に、「。以下同じ」を加えたものでございます。

34ページをお開き願います。

第23条は、喫煙等についての規定でございます。「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいとしたこと、また「禁煙」または「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合するものとしなければならないこととしたものでございます。

次に、お手数ですが議案書に戻っていただき、97ページをお願いいたします。

附則ですが、施行期日につきましては、公布の日からといたします。

ただし、第11条の2第1項の改正規定につきましては、令和5年10月1日からとしました。これは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の急速充電設備に関する事項の施行日が、令和5年10月1日となっているためでございます。

経過措置につきましては、今回の火災予防条例改正後におきましても、既に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備及び図記号につきましては、改正前の規定によるものといたしました。

以上で議案第64号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第64号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 今回の条例改正の中で、2つありますよということで今説明いただきました。

1つ目のがよく分かりませんが、急速充電器の全出力が撤廃したということで、この新旧対照表を見ますと、その最大出力が200キロワットが上限だったというのがこの新旧の中で読み取れるんですけども、その200キロワットの上限がなくなったということでよろしいのか、1点確認。

それと、自動車とか原動機付自転車以外の普及が想定されるという説明が先ほどありましたけれども、その中で、船舶、航空機という例も挙げられていましたけれども、その中で、その他に類するものという説明がありましたけれども、その他というのはちょっと想像がつかないもので、どういうものがあるのかというのを、質疑、まずしたいと思います。2点だ

けをお願いします。

○委員長 新井課長。

○予防課長 お答え申し上げます。

まず、急速充電設備にあつては、200キロワットまでとなっておりますが、検討委員会で安全性が確保されるため、上限を撤廃するものとなったものでございます。

2点目ですが、その他ですが、具体的には把握しておりませんが、近年、電動機のもの開発が進んでいるという状況ですから、この4つ以外にも何かそういったものが開発されるということで認識しております。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 すみません、その4つ、ごめんなさいね、私、船舶と航空機という2つしかちょっと把握していない。4つとおっしゃったんですけれども、あと2つは何ですか。お願いします。

○委員長 新井課長。

○予防課長 お答え申し上げます。

自動車、原動機付自転車、船舶と航空機の4つです。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。ごめんなさい。では、原動機付自転車と自動車も含まれるよということですね。分かりました。

そうしますと、自動車と当然原動機付自転車というのは、市内に利用されている方はいらっしゃると思うんですけれども、船舶、航空機というのは、これというのは実際市内で使われているという事例というのはありますか。それだけお願いします。

○委員長 新井課長。

○予防課長 現在のところ、船舶、航空機の急速充電設備については、行田市にはございません。

○2番 斉藤委員 分かりました。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 お尋ねします。

この急速充電設備というのは、ガソリンスタンドに設置する、そういったものを想定して

のものなのか、各家庭に、これから電気自動車云々普及してきて、各家庭に設置することをイメージしながらこういったものの法律条例が制定されるのか、この辺を具体的な仕様というんですかね、その辺のご説明をいただけたらなと思いますが。

○委員長 新井課長。

○予防課長 お答え申し上げます。

自動車には、普通充電というのと急速充電というのがございまして、一般家庭で充電するものは通常普通充電設備となっております。今回は、給油取扱いとガソリン、いわゆるガソリンスタンドにおいても、危険物施設として指定を受けているもので、それに該当しなければ給油取扱所においても急速充電設備を設置することが、条件がかなえば可能であります。今回は、スタンドだけではなく、その他の施設においても充電設備は設置可能でございます。

なお、市内には50キロワットを超えるものの急速充電設備はございません。

以上でございます。

○委員長 吉澤消防長。

○消防長 ちょっと補足ですけれども、この急速充電設備は、市内の施設にもありまして、行田市役所にもあります、西側。それから、みらい、グリーンアリーナ、あとは高速道路とかにもよくポスト型の、自動車に電気を充電する設備のことなので、普及はしております。

以上です。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 では、確認という部分でお尋ねします。

そうすると、この急速充電設備というのは、既にあって、それが今おっしゃった市役所とかみらいとか、そういうところにあって、その設備の出力の上限が200キロワット、それらの部分が安全なので撤廃しますよと、そういうことで、それらを使って今後電気自動車とか、そういうものがもっともっと普及していきながら、そこを使っていくと、そういう意味合いでよろしいんですか。

○委員長 新井課長。

○予防課長 おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第64号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第64号 行田市火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決するに決しました。
暫時休憩いたします。

午前 10時 07分 休憩

午前 10時 11分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第54号について

○委員長 総務文教常任委員会から審査依頼を受けた議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長、お願いします。

○福祉課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）のうち、福祉課所管部分につきましてご説明申し上げます。

議案書の48ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費の12節委託料の◎生活保護一般管理費のOAシステム改修委託料250万6,000円は、生活保護の生活扶助基準額の見直し等に伴い、生活保護システムの改修経費を措置するものでございます。

改修の内容は2点ございまして、1点目でございますが、生活保護費は5年に1度の頻度で国の社会保障審議会生活保護基準部会において、生活保護を受けていない低所得世帯の消費水準と比べて不公平が生じないように検証を行っております。令和4年12月に取りまとめられた検証内容に基づき、令和5年10月に、夫婦と子1人世帯で2%増などの生活扶助基準の改定が行われることによるものでございます。

2点目は、毎月国へ報告しております被保護者調査について、国が年次では令和6年度、月次では令和6年4月分から調査項目の追加及び履行を行うことから、これに対応するものでございます。

1つ目の生活扶助基準改定に伴う改修の内容でございますが、大きなもので4項目ございまして、居宅生活をされている方の生活扶助は、一人一人の需要を賄うための第1類と、光熱水費など世帯全体での需要に対応する第2類で構成されておりますが、そのうち受給者の年齢、地域の物価や生活水準により、市町村ごとに国により6つに区分されている級地、世帯人員数の組合せで求められる第1類の体系に合わせたこと、級地と世帯人員数で求められていた第2類の級地による差をなくし、世帯人員数による差のみとしたこと、令和5年度と令和6年度においては、1人月額1,000円の特例加算を設けたこと、特例加算をしてもなお、今回の基準改定により減額となる場合については、経過的加算により現行の額を保障することなどでございます。

2点目の被保護者調査に係る改修の内容でございますが、4項目ございまして、月次調査の申請等の件数及び人員に関する内訳の調査項目の追加、保護廃止とする理由の区分の追加、医療扶助の入退院概数調査等を月次調査から年次調査への移行、課外クラブ活動等の費用である学習支援費の学校種別ごとの1年間の受給状況の追加となっております。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、38ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費国庫補助金の生活困窮者支援事業費補助金は、令和5年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のうち、業務効率化事業の生活保護基幹システム等の改修分に

係る国庫補助でございまして、今回の生活保護システムの改修に対するもので、歳出計上額の2分の1を見込むものでございます。

以上、福祉課所管部分の説明を申し上げます。

○委員長 次に、子ども未来課、上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算（第4回）のうち、子ども未来課所管部分についてご説明申し上げます。

議案書の48ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費についてでございます。

右ページ、説明欄、◎児童福祉一般管理費について、子育ての負担軽減を図るため、市独自の支援金であるおうち子育て支援金を支給するため、予算措置したものでございます。

18節おうち子育て支援金は、本年4月以降に出生された新生児を対象として、子ども1人当たり5,000円を支給するもので、480人分を措置しております。この事業につきましては、健康づくり課において実施中の赤ちゃん訪問事業の際、該当する保護者に直接ご案内いたしますが、開始前に既に赤ちゃん訪問を終了している保護者に対しましては、郵送にてご案内するために、11節郵便料を計上してございます。その下の手数料は、金融機関の口座に振り込むための振込手数料でございます。

なお、本事業については、県の子育てファミリー応援事業と連携することにより、本市からの支援金の支給に加えて、県から新生児用品のベビーギフト1万円相当が現物支給されることとなります。

次に、2項3目保育所施設費、右ページ、◎施設事務費について、公立保育園3園において、使用済紙おむつを処分するための経費を措置するものでございます。

12節公共施設等廃棄物収集委託料は、使用済紙おむつの収集運搬・処分業務を委託するものであります。

17節庁用器具費は、使用済紙おむつ用のごみ箱を購入するものでございます。

なお、このたびの補正額の財源は、全て市費単独の一般財源でございます。

子ども未来課所管分の説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第54号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしましたら、まずおうち子育て支援金でお伺いしたいんですけども、今のご説明の中で、赤ちゃん訪問事業の際に、この5,000円の事業の説明をすると。もう終わっている方に関しては郵送しますよという説明がありましたけれども、それで1点、教えてほしいのは、県の事業と、今回のこの県の子育てファミリー事業の1万円と連携してということで、そちらも受けてもらうというのをこの中でお伝えするんだと思うんですけども、どういう形で、要はチケットで渡すのか、その辺が想像つかないので、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それと、使用済おむつの処分・収集運搬ですけれども、これというのは、今回組んでいる127万1,000円というのは、これは公立3園のおむつの回収のためだけの収集運搬費なのか、今、公共施設においては、収集運搬車というのが週に1回か2回、ちょっと今どうなっているか分からないですけども、回っているんですね。それに載せるものなのか、お伺いしたいと思います。

それと、今回もし単独のおむつのための収集運搬費だとしたら、週何回を見込んでいるのか。それと、委託事業者というのはどう決めるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それと、ごみ箱ですけれども、公立3園に置く、要はストックするごみ箱だと思いますけれども、どんなものを想定しているのか。大きさだとか、あとは臭い、消臭ができるようなものなのかどうか、どういったものを想定しているのか、お伺いしたいと思います。取りあえず、お願いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 委員のご質問にお答えいたします。

まず、県の事業と今回これで連携する形になるわけですが、どのように案内するのかということのご質問ですけれども、県でベビーギフトについてのチラシ等が作られておりまして、そこにQRコードが載っているということで、保護者はスマホなどを使ってQRコードを読み込むと、その申込みサイトに案内されると承知しております。その案内のチラシ等は、県から市が頂くといいますか、預かりまして、その都度、その都度、対象の方にご案内ということをご想定といいますか、そうなる予定でございます。

続きまして、おむつの関係ですけれども、まずそのうちの1点目ですが、今回の運搬収集の委託料については、これはあくまでも公立3園のもののみでございます。委員もご承知の

とおり、そもそも公立の施設は、たしか週1回だったかと思うんですけれども、ごみの収集をやっているんですけれども、今回は公立3園のおむつとかで、それまでの紙ごみとかとはちょっと違って、この後のごみ箱のほうとも関連してしまうんですけれども、衛生的な観点もありまして、今回は週5日間、要は毎日、基本的に回収していただくということで考えておりまして、なのでほかの公立施設の運搬収集とはちょっと違う、公立3園用の委託料ということで計上してございます。

週何回という点では、毎日、5回ということでございます。

選定につきましては、入札を行って業者選定をさせていただく予定でございます。

最後に、ごみ箱ですけれども、ご指摘いただいたように、臭い等の漏れないようなものを新たに今回購入しようということで、大きさもそれほどたくさん出るわけじゃないですが、ごみの量が1日当たり紙ごみ袋で各園4袋ぐらい出るということが実績上ありますので、それが普通に収まる程度のもので、今のところ想定してございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、ベビーギフトですけれども、市の事業、赤ちゃん訪問の際に県の事業もお知らせすると、ご自分でQRコードで申請してもらうということですが、これというのは、連携してということがありましたので、要は市で手続すれば、自動的に両方受けられるのだろうという思いもあったんですけれども、これは、県の事業というのは単独でもらえるということでもいいんですね。県は県で事業をやっているの、両方きちんと、市をもらわなくては県は受けられないということでもなく、県が単独でやっている事業のあくまでお知らせということによろしいですか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

お見込みのとおりでございまして、県は県でこのベビーギフトの事業を独自にやっております。これを行田市内で該当させるためには、市独自の給付金なりをやっているということが前提で、県のベビーギフトのこの事業に参加できるような立てつけになっておりまして、今回、これで予算要求させていただいて、無事にご承認いただけた際には、県の事業に速やかに参加いたしまして、県の承認を受けて、県の事業も一緒にご案内する形になりまして、もともと別の事業なので、そういった点では保護者には二度手間といえますか、市で一括して処理するというわけではないんですけれども、市の支援金は支援金で申し込んでいただきつ

つ、県のこのベビーギフトのご案内も同時並行して進めるという形になってございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 私のちょっと理解があれですけども、市の事業が前提でというのが、市の事業がないと、この1万円というのは受けられないということでいいんですか。もう一度、すみません、お願いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員、よろしいですか。

○2番 斉藤委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

野本委員。

○1番 野本委員 公共施設等廃棄物収集委託料、おむつの回収のところで、以前から議員からの一般質問等々、私も含め、出ていた事業ですけども、今回の予算が公立3園のみの分ということですが、これまでの議論の中でも、既に市内の民間の保育施設の中でも取り組んでいるところがあるということだったんですが、そういうところは、今回この公立3園がやるのと同じタイミングでこの収集のルートに乗せるというようなことができなかったのかと思っているんですけども、そういったところの理由ですとか、何かそういう検討は今しているところとか、何かそのあたりのことがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 今回は公立3園のみでおむつの回収をするということで、委員ご指摘だったのは、民間も合わせてはどうなのかということと承知したんですけども、少なくとも立てつけといいますか、これを一体としてやるということは想定してございまして、既に民間園でも幾つか実施済みのところも実際ございまして、また一方で、園の方針として、おむつ持ち帰りはやらないという意思表示をされている園もあるような状況でございましたので、まずは公立3園について予算措置をして事業実施で、国の通知、おむつ持ち帰り廃止に向けてのあくまでも推奨ということで出ておりまして、そういったことのご案内はもう既にしておるんですけども、それでも各私立園の運営方針等は、そこは尊重させていただきたいと

いう思いがございましたので、今回は民間園はまた別ということで、公立3園のみ予算措置させていただいたところでございます。

以上です。

○1番 野本委員 分かりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしましたら、生活保護のほうでお伺いしたいんですけども、今回、先ほど課長のほうで説明がありまして、生活保護の基準の改定が10月で、物価高ということで2%上がるよという中で、その算出根拠というのは年齢だとか、級地だとか、世帯人数別の格差の体系見直しという複雑な説明がありましたけれども、2点、お伺いしたいのは、今まで政府の経済の見通しによると、2022年の消費者物価というのは3%上がっていると。さらに今回、それに対して2%増額の予算が出ているんですけども、2023年が1.7%の上昇が見込まれているという発表があるんですね。そうすると、最低でも4.7%、そういった生活扶助費の増額というのは、私は必要なかと思ったんですけども、それを鑑みて、今回の2%というのは不十分じゃないかと考えているんですけども、その辺まず1点、どう思うのか。

それと、今回国が2分の1、一般財源で2分の1という中で、市も負担しているわけですね。先ほどの私は4.7%必要という考えの中で、少し2%よりも増額するような検討というのはあったのかなかったのか、2点についてお伺いしたいと思います。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 斉藤委員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げました2%というのは、こちらの夫婦と子ども1人のモデル世帯の計算でございまして、こちらをモデル世帯としまして、計算するに当たっての比較対象とされていまして、2019年度の全国家計構造調査における年収階層10分位の第1分位の世代で比較しているものでございまして、第1分位の世帯と申し上げますのは、全世帯の年収を並べまして、それを10分割した際の一番下の1割の世帯のことを指しております。これと比較して算出されたものと示されております。

ですので、これはまた、こちらの基準と申しますのは、国から示されているものでありまして、市で変更するようなことができるものではございません。

あと、国の負担2分の1で、市も負担をしている、4.7%必要という中で2%よりも増額

ができないかどうかということに関しましては、これは国の基準に従ってやっているものでございまして、市で単独でということは考えておりません。

○2番 斉藤委員 検討していないということで。

○福祉課長 はい。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 斉藤委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 十分理解できていないという部分で、お尋ねするということで、ちょっと的が外れるかもしれませんが、ぜひとも教えていただきたいんですね。

何かというと、このOAシステム改修委託料、ちょっと本筋から外れるかもしれませんが、こちらですけれども、これ委託ということで、これを内製化というのはできないのかと。

要は、内製化することによって経費削減というのができないのかという部分をお尋ねしたいのと、このシステムの改修をすることによって、生活保護、先々いつて支給するというところに流れとしてはなるわけでございますよね。そうすると、生活保護ってどのくらいの金額を支給することを想定してのこの手数料250万円なのかということ。要は、支給する金額が幾らですと、それに対するシステム改修の手数料が250万円と、そうすると、本体に対する費用が250万円ですということになったときに、その支給に対する手数料、かかる費用、経費が250万円と、要は全体に対するパーセンテージが何%ぐらいになるのかというのを、ちょっと参考までに聞きたいんですね。お分かりいただけますでしょうか、質問の趣旨というか。どうでしょうか。突然というか、私、申し上げた趣旨を分かっていますでしょうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 岩崎委員のご質問にお答えいたします。

内製化できないかという点に関しましてですけれども、こちらの生活保護の計算ですけれども、今もお話させていただいたように、複雑なところもございまして、あと正確な支給を行わなければならないという観点からシステムを採用しておりまして、こちらのシステムに関しましては、北日本コンピューターサービス株式会社というところのシステムを使っているんですが、これでいろんなデータを入れ込んで、保護費を計算していますので、こちらに

関しましては、市独自で、内製化して計算するということはちょっと難しいかと考えております。

2つ目の250万円がということでございますが、例えば内容が変わってしまうんですけれども、どれくらいの世帯がいるかというところに関しては把握はしております。その世帯に対してこちらのシステムを使っているということだと、今申し上げられるかと思うんですが、よろしいでしょうか。

○3番 岩崎委員 金額をというのは分からないですね。

○福祉課長 金額は、今こちらのシステムでは250万円ということになってございますけれども。

○3番 岩崎委員 システムだけですな。

○福祉課長 こちらのシステムを使っている対象となる世帯数としては773世帯ございまして、その世帯に対しての支給の計算に対して使うものでございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 分かりました。

私、お話したかったのは、支給する金額が例えば1億円ですと、それに対する改修費等を含めての手数料が例えば1,000万円だと、そうすると、支給する金額に対して1割手数料というか、経費をかけないとならないという部分ですね。極力その手数料を削減しながら、浮いた分を支給の金額に上乗せすると、そうすることによって、受給される方はより多く受給がもらえると、そういう発想の下に、手数料削減というのをされて、今申し上げた部分、上乗せしてあげるという、そういう発想があってもいいのかと思って、ちょっと伺ったんですね。

ということで、その辺のところを、可能であれば意識していただいての支給と、そういう世帯の支援をしてあげるということをお願いできたらと思います。

以上です。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 すみません、先ほどの扶助費の関係でございますが、年度当初で17億372万4,000円が扶助費として予算としての要求をさせていただいておるところでございます。

あとは、こちらも経費が減れば上乗せをされるのではないかとこのところでございますが、生活保護の扶助費というのは、国の基準に従って支給しておるものでございまして、例えばほかの経費が減ったから、その分上乗せできるとか、そういうものではないシステムになっ

ております。

以上でございます。

○3番 岩崎委員 すみません、勉強になります。

○委員長 岩崎委員、よろしいですか。

他に質疑はございますか。

養田委員。

○4番 養田委員 ご説明いただき、ありがとうございます。

49ページの児童福祉一般管理費のうち子育て支援金のことですけれども、これは今480人分という想定の下に予算計上されているものですが、480人を用意したという根拠、何で480人分を用意したのかということで、まずこれが1点目と。

あと、49ページの施設事務費の17節の庁用器具費、これはごみ箱ということですが、これは園ごとに何個ぐらい設置予定かということをお教えいただきたいということです。この2点、お教えいただきたいです。お願いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 養田委員のご質問にお答えいたします。

まず、480人の根拠ということですが、今年度の出生数と、あと妊娠の届けをして、母子健康手帳というものが健康づくり課から出されるわけですが、その辺の実績を見まして、去年の実績よりも今年のほうがちょっと多くなっているというデータがございまして、ざっくり1月当たり40人ぐらいで、12カ月で480人というところで今回積算させていただいております。

次に、2点目のごみ箱を幾つ買うのかということで、各園で1つずつということ積算してございます。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 すみません、丁寧なご説明ありがとうございます。大丈夫です、ありがとうございました。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

今回、おうち子育て支援金ということで、本当に希望あふれる事業が開始されるわけですが、先ほど上野課長から、県の事業、そのギフトの事業に協賛というか、一緒に受け

ていくためには、そういった1つの事業がなければという、ベースのお話があったので、疑義ではないですが、教えてもらいたいんですけども、行田市は今年度からアウトリーチ型というか、各家庭に、希望するご家庭には、一緒に子どもの健康、赤ちゃんの健康診断を寄り添ってもらったりとか、沐浴、そういった事業が始まったわけですが、そういった給付型のものではないと、この県の事業を受けられなかったということなんでしょうか。念のため、お願いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 田中委員のご質問にお答えいたします。

こちらは、委員お見込みのとおりでございまして、市から現金給付または現物給付をしているということが前提となっておりまして、その給付がないと、県の子育てファミリー応援事業、いわゆるベビーギフトがもらえないといえますか、対象にならないということでしたので、今回、市でおうち子育て支援金というものを計上させていただきまして、県のシステム、事業も併せて使えるようになるという状況をつくらせていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑はございますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 おむつ回収のごみ箱の件で、改めてお尋ねしたいと思います。

これ、公立3園ということでしたよね。これで、幼児というか園児というか、これは何名ぐらいの子どもさんが使って出す、使用済みのおむつを想定していらっしゃるのでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 岩崎委員のご質問にお答えいたします。

おむつが必要になる年齢というのが、ゼロ、1、2、おむつがなかなか外れないお子さんが、たまにその上の年齢とかもいますけれども、基本的には本当に小さな、いわゆる赤ちゃんといえますか、という年齢層になりまして、具体的な数字としては、公立3園で今入園者数が、ちょっと規模も違うんで一概に言えないところが、今手元に資料がなくて、細かい数字がなくて申し訳ないですけども、3園で全体で50人ぐらいということで、今、実際対象となるお子様がいらっしゃるということでございます。

以上です。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 すみません、ありがとうございます。

そうすると、50人の子どもが、例えばおしっこをして取り替えるというか、そういう形になると、1人の子どもが1日に、例えばおむつを3回、4回と使ってということになると、そのおしっこを含んだおむつというのは、これが相当の量になっていくんだと思うんですね。そうすると1つのごみ箱だけだと量的に足りないのかと、そういうちょっとイメージをしまして、想像しまして、要は各園にごみ箱1つというのは足りないのかという、その辺のところをちょっと心配しているんですね。

ですので、せっかく手当てするんであれば、しっかりとその辺のところもイメージして、そろえてあげるというか、用意してあげるほうがいいのかななんて思うんですけれども。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

今現状出ているごみの量を勘案して、それが収まるサイズのごみ箱を用意するということで、今回手当てさせていただいたところでございまして、また、一応前提条件として、赤ちゃんのおむつ、かなりちっちゃい、もうすぐくちっちゃいんですよね、ゼロ歳児とかは。だんだん大きくなりますけれども、大人用の紙おむつと違って圧倒的にちっちゃいので、1日に例えば3回とかになったとしても、それほどのかさばりにはならないということで、実際園も、今現に使用済みのおむつは発生しておりますので、その辺は各園でその発生状況を確認した上で、それが収まり切るサイズのものということで、今回計上させていただいております。

以上でございます。

○3番 岩崎委員 すみません、ありがとうございました。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第54号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第54号 令和5年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、この後、事務局より連絡事項がありますので、委員の皆様はそのままお待ちください。

お疲れさまでした。

午前 10時 49分 閉会

行田市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 橋 本 祐 一